

令和 5 年第 5 回府中町議会定例会

会 議 録（第 4 号）

1. 開 会 年 月 日 令和 5 年 9 月 8 日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和 5 年 9 月 2 0 日（水）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（18 名）

議長	梶 川 三樹夫 君	副議長	二 見 伸 吾 君
1 番	川 上 翔一郎 君	2 番	宮 本 彰 君
3 番	西 山 優 君	4 番	狩 野 雄 二 君
5 番	坂 田 栄 一 君	6 番	田 中 伸 武 君
7 番	山 口 晃 司 君	10 番	西 友 幸 君
11 番	寺 尾 光 司 君	12 番	力 山 彰 君
13 番	三 宅 健 治 君	14 番	齋 藤 昇 君
15 番	益 田 芳 子 君	16 番	橋 井 肇 君
17 番	児 玉 利 典 君	18 番	木 田 圭 司 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（0 名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 第 4 1 号議案 令和 4 年度府中町歳入歳出決算の認定について
 - 3 第 4 2 号議案 令和 4 年度府中町下水道事業会計決算の認定について
 - 4 議員提出第 4 号議案 府中町議会の委任による長の専決処分事項の指定について
ての一部改正について
 - 5 副議長の辞職許可について
- 追加日程第 1 副議長の選挙について
- 追加日程第 2 議会運営委員会委員の指名について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

町					長	佐藤信治君
副		町			長	齋藤哲也君
教		育			長	新田憲章君
総務	企	画	部		長	増田康洋君
財	務		部		長	胡子幸穂君
福祉	保	健	部		長	山西仁子君
町民	生	活	部		長	森本雅生君
建	設		部		長	井上貴文君
消		防			長	新宅和彦君
教	育		部		長	榎並隆浩君
危機	管	理			監	屋敷学君
財務	部次	長兼	財政	課	長	中本孝弘君
総務		課			長	宮脇理恵君

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 森 太 君
議 会 事 務 局 次 長 田 村 洋 君

9. 議事の内容

(開議 午前 9 時 3 0 分)

○議長（梶川三樹夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は１８名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。よって、令和５年第５回府中町議会定例会第４日目の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（梶川三樹夫君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、１０番西議員、１１番寺尾議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（梶川三樹夫君） 日程第２に入りますが、お手元の日程第２と日程第３の各議案は令和４年度決算議案ですので、一括議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、日程第２、第４１号議案、令和４年度府中町歳入歳出決算の認定について、日程第３、第４２号議案、令和４年度府中町下水道事業会計決算の認定について、以上を一括議題に供します。

本件につきましては、決算審査特別委員会に付託いたしておりましたので、ただいまから決算審査特別委員会委員長から審査結果を報告していただきます。

４番狩野議員。

○４番（狩野雄二君） 皆さん、おはようございます。令和４年度決算審査特別委員会報告をいたします。

配付されております報告書を御覧ください。

令和５年９月１９日。

府中町議会議長梶川三樹夫様。

令和４年度決算審査特別委員会委員長狩野雄二。

令和４年度決算審査特別委員会報告書。

令和５年９月８日の第５回府中町議会定例会において付託された第４１号議案、令和４年度府中町歳入歳出決算の認定について、及び第４２号議案、令和４年度府中町下水道事業会計決算の認定についてを慎重に審査した結果、認定することと決したので、府中町議会会議規則第６６条の規定により報告します。

なお、審査の方法、審査日程については別紙のとおりですが、５回の委員会を開催し慎重に審査してまいりました。

また、本案の審査過程において、委員からは多くの貴重な御意見をいただきました。

その中の主な意見として、

1つ目、町税等の収納率が高い水準で維持されていることは評価できる。引き続き滞納世帯に対し、各家庭の実情に応じた助言を行うなど、きめ細やかな対応をお願いしたい。

2つ目、今後も原油価格や物価高騰が続くと思われる。今後の動静を注視し、町民生活や事業活動への影響が少なくなるよう、適時、適切な支援を検討、実施されたい。

3つ目、英語検定費用の町の独自助成はよい制度と考える。引き続き、グローバル教育事業の拡大に努められたいなどの意見が出されています。

最後になりますが、町当局におかれましては、審査の過程で示されました意見等を十分に後年度の予算編成、予算執行に生かされるよう、一層の御努力をお願いし、令和4年度決算審査特別委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの委員長報告に対して質疑ございますか。

1 1 番寺尾議員。

○1 1 番（寺尾光司君） 1 1 番寺尾です。

決算審査、御苦労さまでした。私は決算委員会のメンバーじゃないんで、最初の付議のときに本会議で下水道の事業会計の監査意見に対してこの辺しっかり審議してほしいということで、下水の経費回収率が下がっているということで、今後使用料の改定等を踏まえて検討進められるのかなと思ったりしたんですが、その辺、決算委員会のほうで下水道の会計についてどのような審議をされたのかいうのをちょっと御報告いただきたいと思います。

○議長（梶川三樹夫君） 4 番狩野議員。

○4 番（狩野雄二君） ただいまの寺尾議員からの質問に対して回答いたします。

本会議のほうで寺尾議員より決算審査に要望がございました。3 項目ございました。その3 項目について決算審査において改めて質疑をさせていただきましたので、その内容をお伝えします。

まず1 1 番、下水道の経費回収率が落ちたのは、電気料金高騰による負担金増加によるものという説明だったが、これは一時的なものかという質疑を行いました。それに対しまして答弁として、電気料金が高騰せずに、当初予定どおりだったら2 ポイント増となり電気料金の高騰と節水による影響と思われる。電気料金が現状と変化しないなら、維持管理負担金もほぼ変わらないと思うが、今後の経費回収率は下がる傾向

にあると考えている。

2つ目の質疑としましては、監査委員の監査意見で汚水処理費の削減に努められたいというのは具体的に何があるのかということに対して、答弁としましては、汚水処理費の内訳は、減価償却費や企業債の支払い、利息返済など削減が不可能なものが多いので難しいと思うというものでした。

3つ目の質疑としましては、下水道使用料収納率向上は難しいと思われるが、使用料の改定が必要ではないかというものに対して、答弁として、国が求める令和4年度末までの経費回収率向上ロードマップの策定の中で考えていきたいというふうな回答がございました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

続いて、1議案ずつ討論及び採決を行います。

なお、採決におきましては、現在の出席議員18名で、採決の間、出席議員数は変わらないと思いますので、この際、定足数の確認は省略することとさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議ないようでございます。

それでは参ります。

お諮りします。

日程第2、第41号議案、令和4年度府中町歳入歳出決算の認定について討論を行います。

討論ございますか。

8番二見議員、賛成ですか、反対ですか。

○8番（二見伸吾君） 賛成です。

○議長（梶川三樹夫君） 反対の方はおられますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） じゃあ、8番二見議員。

○8番（二見伸吾君） 第41号議案、令和4年度府中町歳入歳出決算の認定について

に賛成の立場から討論いたします。

令和４年度の一般会計決算額は、歳入１９１億１，２４７万円、歳出１８７億４，８２２万円で、形式収支が約４億円の黒字、翌年度へ繰り越す分を差し引いた実質収支が約３億５，０００万円の黒字となりました。経常収支比率は高いものの、財政力指数、実質公債費比率、将来負担率を見ますと、堅実な財政運営がなされていると評価できます。

まず、歳入の収納状況ですが、一般会計の町税収入率は９９．６％で、引き続き高い水準です。税務課及び債権管理課が減免制度の活用や軽減措置などの手続を積極的に紹介し、差押えはできるだけ避け、自主納付してもらうように努めてきた成果だと言えます。

その努力は、不納欠損の減少にもつながりました。一般会計の不納欠損は、今年度６４３万円です。過去の不納欠損を調べてみますと、平成２６年度３，２４９万円、２７年度１，７８５万円、２８年度１，７６８万円、２９年度２，３５８万円、３０年度１，５３２万円、令和元年度１，１９９万円、２年度１，２４８万円、３年度１，０１９万円でした。

かつて３，０００万円台もあった不納欠損を着実に減らし続けて、今年度は３桁になったわけであります。特別会計や下水道会計の不納欠損も減っています。

厳しい取立てという北風ではなく、町民に寄り添った徴税という太陽の力で、高い収納率を達成し、不納欠損も減らしていることを高く評価したいと思います。

一般会計決算は、前年度比で町税が２億９，０００万円増の７４億８，０００万円。普通交付税が３億７，０００万円増の２０億円、国庫支出金が１１億円減の４３億７，０００万円。町債が２０億円減の１２億円となりました。

歳入総額は２１７億円から２６億円減って１９１億円です。歳入が大幅に減ったように見えますが、国庫支出金１１億円と府中公民館等改築事業債１０億円が減ったことによるもので、実質的には昨年度とさほど変わりがありません。実質収支は、令和２年度３億８５８万円、３年度２億９，３９８万円に続き、今年度は３億５，０６７万円の黒字となりました。この３年間は好調だったと言っていいでしょう。しかし、平成２９年度４億８，０００万円、３０年度１億５，０００万円、令和元年度８，０００万円、財政調整積立基金を取り崩しています。平成２９年度の監査委員による決算の概要及び審査意見は、法人町民税が約１２億５，０００万円減少してい

ることを挙げ、自動車関連企業を中心とする製造業の動向が法人町民税の税収に大きく影響し、当町の特徴を顕著に表すと指摘しています。平成29年度は、財源不足、財政調整積立基金の取崩しと、減収補填債4億円で手当てしました。それがなければ赤字だったわけであります。このように当町の財政は変動が激しく、その点が今後も心配であります。

次に、歳出です。

平成30年度、令和元年度に170億円台だった歳出は、令和2年度224億円、3年度214億円と増え、今年度は187億円と減っています。

歳出も大幅に減ったように見えますが、国の新型コロナウイルス感染症に対する施策約18億円が減ったことによるものであります。コロナ関連の支出を除けば、ここ5年間の歳出はさほど変化がないと言えます。

具体的な個々の事業について、10点ほど指摘をします。

1番目に総合行政情報システム構築事業ですが、紙のデータをデジタルデータへと変換するA I—O C Rが4課4業務、定型業務をパソコンやサーバー上にあるソフトウェア型のロボットが代行業務自動化するR P Aが5課6業務、A I議事録が9課14業務に導入されました。導入したばかりであり、使いこなすのにはまだまだ時間が必要なようです。

O C Rは私も使っていますが、思わぬ誤変換があり、点検作業に時間がかかると思っています。A I議事録に使われる音声変換ソフトも以前よりは精度が上がっていますが、会議は原稿を読むわけではありませんので、不明瞭な発言であったり、早口だったりすると、正確に文字変換できないことも多いようです。操作に慣れ、機械の精度も上がれば、業務量の削減につながると思います。短期間での成果を求めるのではなく、中長期的な観点に立ってじっくり進めていただきたいと思います。

行政のデジタル化を進めていく上で最も効果的なのは、職員の皆さんが使っているパソコン端末を新しくすることです。今使っているパソコンは立ち上がりが遅く、反応も鈍い。これでは業務に支障を来しているのではないかと。職員全体では相当な時間のロスを生んでいるのではないかと、そう危惧していたんですけども、令和5年度末には新しい端末に買い換えると聞きました。パソコンはハードの性能が上がると、ソフトが高機能で重たいものにバージョンアップする。そうすると、また新しいハードを購入しなければならないというたちごっこ、機械としては動いても、作業能

率が落ちるので、短い期間で買い換えざるを得ない状況が続いています。パソコン端末の買換えはお金もかかりますが、作業能率が落ちる前に買い換えるようにしていただきたいと思います。

2 番目に、学校給食費補助事業です。

現在、保護者が負担する給食の食材費は1食当たり、小学校280円、中学校310円ですが、令和4年度はコロナ交付金を使って、それぞれ15円、16円を補助し、保護者の負担が増えないようにしました。大変よい措置だったと思います。令和5年度は補助額を1食当たり小学校20円、中学校22円に増やしました。食材費の高騰は今後も続くと言われており、今回のような補助がなければ、保護者の負担が増えることになります。全国的な物価高騰ですので、国が対策を立て、国庫補助すべきであります。しかし、そうならない場合には、町民の暮らしを守るとりとして、引き続き助成することを要望いたします。

第3に、図書館司書の正規化と学芸員の正規採用です。

当町の図書館司書の有資格者は、町立図書館に3人、小学校に2人、中学校に1人の計7人ですが、いずれも非正規、会計年度任用職員です。全国的に、専門性の高い図書館司書がなぜ非正規なのか、大きな問題になっています。

全国の図書館司書は、1987年には正規が9割で、非正規が1割でした。現在では正規が2割で、非正規が8割となり、当町は100%非正規であります。日本図書館協会は、今年5月31日、非正規職員の待遇改善を求める要望書を全国の自治体に送付いたしました。要望書は、図書館職員の専門性の観点から、賃金や労働条件の改善や、会計年度任用職員の雇用更新時には、職員の培ってきた知識や経験に基づいた公募によらない任用などを求めています。

図書館司書の仕事というと、貸出業務を思い浮かべるかもしれませんが、それは司書の仕事の一部でしかありません。本を選ぶ、買う、分類整理する、利用者の質問に答えるレファレンスなど、仕事内容は多岐にわたります。レファレンスとは参考・参照という意味ですが、図書館職員が利用者の疑問や相談を解決するため、参考となる資料を探し出し、案内するサービスであります。図書館司書の調べる力のすごさは、しばしばテレビやネットなどで話題になっています。出版社やタイトルも分からない本を僅かな情報で探す。ゴリラじいさん、カフカの変態、とんでもなくクリスタルなど覚え違いのタイトルから探している本を見つけ出しています。

国立国会図書館が全国の図書館と協同で構築しているレファレンス協同データベースというホームページがあります。全国８５７の図書館に寄せられた質問と回答が掲載されていますが、これが面白い。七重八重花は咲けども山吹の実のひとつだになきぞかなしきという歌は、太田道灌が詠んだものですか。広島が原爆に遭ったとき、岡山県はどんな救護をしたのか。広島に原爆を投下したＢ２９は、なぜエノラ・ゲイと呼ばれるのか。西国街道の起点と終点を現在の地名で知りたい。多種多様な質問に対して、文献を探して答え、ネット上には不確かで怪しげな情報も多いのですが、図書館のレファレンスは複数の文献を参照し、裏づけのある回答をしています。このように私たちが何かを調べようとするとき、図書館司書は強い味方なのです。

学校教育の中でも調べる力、調べ学習が強調されています。社会教育にとっても重要であります。文科省生涯学習審議会の公立図書館についての報告は、図書館は生涯学習の振興を図る上で、住民の身近にあって、学習活動を支援する極めて重要な社会教育施設だと位置づけ、豊かな図書館サービスを実現するためには、専門的職員の適切な配置や施設整備の充実が必要だと、このように述べています。

やはり図書館司書は、正規・常勤職で処遇し、もっともっと活躍してもらうべきではないでしょうか。

学芸員ですが、昨年の６月議会で、持続可能な歴史民俗資料館の在り方について質問し、学芸員を正規・常勤職で採用することを求めました。博物館法第４条は、学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどると規定し、博物館に専門的職員として学芸員を置くと定めています。

当町の歴史民俗資料館は、博物館法の定める博物館ではありませんが、つくったらそれでおしまいという資料館にしないためには、学芸員の配置がどうしても必要であります。私の質問に対しての答弁も、下岡田官衙遺跡は、埋蔵文化財として国史跡指定を受けており、埋蔵文化財の保存活動や歴史民俗資料館の展示物の管理などの業務を行うためには埋蔵文化財業務に精通した職員の配属が必要。学芸員の配置については必要であると認識しているというものでありました。

ではなぜ、学芸員を採用しないのか。理由として、専門職としてのキャリア形成が難しいということが言われています。一般の職員は３年から５年という短期間で様々な部門に異動し、キャリア形成をしていく。全般に通暁するジェネラリストとして育

成されるわけであります。しかし、学芸員を採用した場合、学芸員が必要な職場は当町には教育委員会しかなく、専門と全く違った仕事をさせるわけにもいかず、キャリア形成ができないというものです。

そもそも、町の仕事は実に多種多様な専門性の高い業務の集まりです。ですから、キャリア形成の在り方も、職場横断的なジェネラリスト形成にこだわらず、各部門に精通したスペシャリストを養成したほうがよいのではないかと常々考えています。とりわけ、学芸員というような職種に就く人は、例えば古代史が専門なら、古代史を一生研究したいわけです。他の仕事はしたくない。ジェネラリスト養成型のキャリア形成はノーサンキューなのであります。専門職としてのキャリア形成は、人事交流や他の博物館での研修などで補うことは可能だと思います。図書館司書の正規職化と学芸員の正規採用、ぜひ検討していただきたい。

4 番目に重層的支援体制準備事業です。

厚労省のホームページによりますと、重層的支援体制は、全ての人を対象とし、人々の生活そのものや生活を送る中で直面する困難、生きづらさの多様性、複雑性に着目して、どのような困難や生きづらさでも支援できるようにするというものであります。現在は、介護、障害、子育て、生活困窮、自殺対策、精神保健について、それぞれ相談体制があり、必要な連携も行っています。これを包括的相談支援事業として、より緊密に連携し、抱えている困難が複合化、複雑化している場合には、多機関協働事業によって総合的な支援の計画をつくり、実行していくことになります。

1、包括的相談支援事業、2、多機関協働事業、3、継続的支援事業、4、参加支援事業、5、地域づくり事業という5つの事業が相互に重なり合いながら、町全体の体制として、本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。この大がかりな構想実現するには、全体をコーディネートできる職員配置が必要であります。この点を十分考慮に入れて、計画どおり令和7年度中の整備ができるように頑張ってくださいと思います。

5 番目に、子どもの医療費助成の拡充ですが、7年前の議員当選以後、予算決算の審議や一般質問で、入院だけでなく、通院も中学校卒業まで助成すべきだと発言してきました。令和6年1月から通院も中学校卒業まで助成することが決まり、大変よかったと思います。次は所得制限と、一部負担金をなくすようにしていただきたい。

昨年度の決算討論で紹介しましたが、所得制限は大変不評であります。税金を多く

払っているのに給付がないのでは、税金を払う意味がない。社会保障は所得に応じて課税し、公平無差別平等に給付することが原則であります。岡山県で所得制限のある市町村は一つもありません。一部負担金があるのは、岡山市と赤磐市ですが、赤磐市は医療費助成が18歳までとなっていて、中学生は一部負担金がありません。ちなみに、岡山県の通院の助成状況ですが、27市町村の中で、岡山市が小6まで、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、総社市が中3まで、あとの21市町村は18歳まで医療費を助成しています。

広島県と岡山県の助成状況は、隣の県とは思えないほど差がついていますが、広島県は一貫して子どもの医療費助成に否定的であります。中学校卒業までの通院医療費の助成がこれから始まろうというときに、すぐさま18歳までにしろとは言いません。その前に、所得制限と一部負担金をなくし、町内に住む全ての乳幼児、児童生徒の保護者がお金の心配なく、子どもに医療を受けさせられるようにすべきであります。

6番目に、子どもの育ちに関係する様々な情報を基に、AIを活用してリスクを予測しようとする予防的支援構築事業についてであります。

三重県の児童相談所が、AIによる虐待の判断によって一時保護が見送られ、4歳の娘が母親に殺されてしまうという痛ましい事件が起きました。当町もAIによるリスク予測の試行的運用、検証を進めていますが、当町の場合は、仮に5人のチームでリスク予測に取り組んでいるとすると、6人目のメンバーとしてAIの判断を参考にするという立場で臨んでいるというふうに伺いました。決してAIの判断をうのみにしない、これは大切なことだと思います。三重県の場合は、保護率39%、再発率13%という数字が、頬や耳にあざがあるという事実より重視され、保護を見送る根拠となりました。その三重県もAIによる判定はあくまで参考値で判断は人間がしていると取材に答えています。

地元紙伊勢新聞は、次のように児童相談所の対応を伝えています。今回の事案で、県がAIを使ったのは三女の両頬と両耳にあざがあるとの通告を受けた。昨年2月、児童相談所の職員がシステムに情報入力したところ、AIは解決までの所要時間を半年から1年以内と試算した。ただ、実際の対応には1年以上を要した。三女が死亡したのは通告から1年3か月以上が過ぎた今年5月26日。この間、県は三女を一時保護をせずに見守りで対応すると決めたが、母子に会っていなかったと。遅くとも1年以内に解決する必要があると、AIは判定したわけです。しかし、母子に会うことす

らなく、1年3か月がたって、子どもは母親に殺されてしまった。なぜ児相の職員は会わなかったのか。原因として考えられるのは人手不足です。忙しく、保護率39%、再発率13%という数字から後回しになったのではないか。

全国の児童相談所が対応する児童虐待は年々増え、令和2年度には20万件を超えました。政府は、児童福祉司や児童心理司を増やしていますが、虐待の急増に追いついていません。そういう中で、児童相談所職員の負担軽減、経験の浅い職員へのサポートとしてAIの活用が打ち出されているわけです。

三重県の事件の場合、保護率39%、再発率13%は考慮され、1年以内に対処し、解決するという判断は、結果的に無視されてしまいました。一時保護がなくても、1年以内に何らかの対応があれば、子どもは死なずに済んだのかもしれないのです。AIはリスク予測をすることはできても、その後の対応はできません。AIを活用できるようにするためにも、人員体制の強化が必要なのだとすることを、三重県の事件は教えていると思います。

7番目に、不妊治療に対する助成であります。

国の制度が変わり、令和4年4月から、体外受精や顕微授精などの特定不妊治療が保険適用されるようになりました。適用前は、人工授精で1万円から3万円、体外受精で20万円から70万円の窓口負担がありました。それが他の診療と同じ3割負担になりました。高額療養費制度も使えますので、経済的な負担は大幅に軽減されることになったわけです。当町では、平成28年度から特定不妊治療に要する費用を助成してきましたが、令和4年の保険適用に伴い、広島県の実施する助成に加え、1、不妊検査、一般不妊治療に対しては引き続き助成をし、2、保険適用となった特定不妊治療については助成をやめ、3、保険適用の対象外である先進治療及び審議中の技術による治療について、町独自で新たに助成することになりました。

不妊治療は、治療や通院にかかる体の負担と精神的な負担が伴います。たくさんの検査があり、1か月に3回から4回の受診が必要です。ホルモン検査のため採血や卵管造影検査など痛みを伴う検査や処置があります。排卵誘発剤やホルモン剤による副作用もある。精神的には、生理のたびに不合格判定を下されている気持ちになる、妊娠するかどうか分からない治療にお金や時間をかけているのではないかという不安、ホルモンの影響で落ち込みやすい、治療が長期化してくると抑鬱になりやすい、不妊治療をしていると職場で明かすことができず、職場の仕事の調整が困難といった負担

があります。当町の支援制度は、こういった身体的・精神的負担を抱える方に経済的な負担を少しでも軽くしようというものであります。

不妊治療をしても、お子さんに恵まれない場合もあります。不妊治療による助成で子どもが何人生まれたのかを詮索することは、妊娠されなかった方を深く傷つける行為で、厳に慎まなければなりません。

なお、令和4年度ではありませんが、令和5年度より、妊娠しても流産や死産を繰り返す不育症に対しても、検査と治療にかかる費用を1人当たり年間30万円まで助成する事業を当町は開始しました。子どもを持ちたいと思う女性とパートナーに対する支援として、不妊治療費助成と併せ評価したいと思います。

8番目に、若者応援金事業であります。

令和2年度の学びの継続支援給付金を拡充させた若者応援金が令和3年12月議会ですばらけられました。学生だけでなく、雇用、収入、生活、精神面などで、新型コロナの影響を受けている19歳、二十歳の若者に対して、1人3万円を支給するものです。支給件数は970件で、学びの継続支援給付金の20倍近く増えました。私はこの事業を昨年度決算に対する討論で高く評価しましたが、残念ながら、令和3年度限りとなってしまいました。新型コロナによる生活への影響は、若者たちにも引き続きあるわけですから、若者応援の施策を検討していただきたいと思います。

9番目に、府中の森づくり事業です。

豪雨災害に対する有効な手だては森林整備です。昔から、治水は治山にあり、川を治める根本は上流の森林造成にありと言われています。

西日本豪雨災害後の一般質問で、私は次のように述べました。平成19年度から、町は府中の森づくり事業に取り組んできました。平成20年度から29年度までの10年間で約22ヘクタールが除伐・間伐されました。整備が必要な町有林、人工林ですけれども人工林は87ヘクタールですので、進捗率は25%にすぎません。このテンポでは、あと40年以上かかってようやく一巡することになります。

災害後はやむを得ないことですが、復旧が優先され、令和3年度にようやく1.3ヘクタール間伐されました。このままでは整備が進まないうちに再び災害が起きかねません。森林整備のテンポを上げていくことが必要です。

このたび森林整備計画が策定され、令和5年度より3か年で約50ヘクタールを整備すると伺い、ほっとしています。町有林面積225ヘクタールのおよそ4分の1に

当たり、このテンポで進めば、十数年で町有林の整備が終わります。３か年計画で整備する町有林は、崩落しやすい箇所を含むエリアを優先したと伺いました。豪雨災害に強い府中町に大きく前進すると思います。３か年で着実に整備が進むことを期待するとともに、その後もテンポが落ちたり、３年で終わりということがないようにしていただきたい。

最後、１０番目ですが、救急救命士の養成についてであります。

救急救命士は、急病やけが人が発生した場所から医療機関に搬送するまでの間に傷病者を観察し、必要な処置を施す病院前救護を担う医療国家資格で、平成３年に制度化されました。救急救命士が行う救急救命処置は、気管挿管や静脈路確保、薬剤の投与、分娩介助、バイタルサイン測定、心肺蘇生などで必要時に必要な処置を専門的にを行います。令和２年度消防白書には、消防庁では、救急業務の高度化に伴い、全ての救急隊に救命救急士が少なくとも１人配置される体制を目標に、救急救命士の養成と運用体制の整備を推進しているとあります。

この間、当町では毎年１人救急救命士が養成され、現在、救急車に乗る救急隊３人のうち、救急救命士が１人ないし２人の体制だと伺いました。人の命に関わる緊張感のある場面で仕事をする救急救命士には強い精神力、冷静な判断力、医療に関する専門知識や技術、高いコミュニケーション能力が必要だと言われています。救急救命士一人一人がそういう能力を高めていくとともに、救急車による救急隊員全員３人全員が救急救命士となり、チームワークで救急業務に当たることは、町民の命を守る上で大切なことであります。今後も計画的に養成し、救急救命士３人体制が早く実現するよう努力していただきたいと思います。

以上の点に留意し、今後の予算編成や行財政執行に生かしていただくことを要望し、賛成討論といたします。

○議長（梶川三樹夫君） ほかに賛成討論。反対ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 賛成討論。

６番田中議員。

○６番（田中伸武君） 田中伸武です。賛成討論です。私のほうからは２点ほどの気づきを述べることで賛成討論とさせていただきたいと思います。

一つは、この２２年度の決算を含めてですけれども、国から下りてくるお金につい

てであります。

経済対策の側面が非常に強くて、教育環境の整備だとか、あるいは家計や小規模事業者、そういったところを直接支援したり補填したりする、そういうお金も多かったわけですが、ずばり言うと、一時しのぎのカンフルの役目が強くて、基盤そのものを底上げする制度そのものは十分ではなかったのではないかという点の気づきであります。

先ほどの二見議員の討論にもありましたけれども、学校給食の材料の値上げ分は補助しても、給食費そのものの補助にはまだ至っていないと。給食費の無償化は全国で広がっているけれども、府中などまだ実現してないところも多いわけであります。子どもの医療費の助成枠も、町としては来年1月さらに拡大するわけですが、決して県内でも進んでるわけではない、むしろ遅れを取っている位置にあるんじゃないかと言えるわけであります。

こういう子育てとか、ほかにも高齢者や生活困窮者の支援、こういうのが今自治体間競争になってしまって、それは国がしむけた面が強くてですね、本来、国がベースをきちっとお金を下ろして制度としてやっていく、国費で賄うべきところがなかなか決算を見るまでもないかもしれませんけども、不十分だという気づきであります。

だからこそ我が府中町議会もですね、6月定例会では地方財政の充実強化を国に求める意見書を採択いたしました。ほかの自治体ももちろんそうでありますけれども、町村会も同様の要請をしておるわけでありますけれども、地方が国と対等の立場できちんと意見して我々の生活を保障しなさいと、そういうこともやっているわけあります。

一方で国は、これは僕は非常に問題があると思うんですけども、防衛費の倍増だけは、突出して異次元のような増やし方をしようとしている。こういうときこそですね、やはり住民生活を守る立場の自治体や地方議会がこういう決算なんだとこういう財政なんだと見てみいやと。ちゃんと国はちゃんと地方の財政を充実させなさいよという意見を言うことは、これは非常に大事なことだと思うわけあります。もちろん地方自治法の保障されている、国に意見をする地方の権利、これを改めて思ったわけあります。

それからもう一つ決算から思うのはですね、システムの整備費の増大であります。なかなか幾ら増えたというところまでチェックできてないんですけども、コンピュー

ターの導入がどんどん増えて、専門的な知識が求められているけれども、なかなか内容が分かりにくい。さっきもＡＩだとかＯＣＲの導入だとか、どんどん昨年度も本年度も進むわけでありませうけれども、チェックしにくい。しかも基幹システムの場合だと、一旦導入するとその改修だとか、あるいは新たなデータを装備する、そういうときには随意契約せざるを得ない。そういうケースも多いわけでありませう。２２年度の決算もそうでありました。部分的には私達も私も、何でこっちにこんだけ金かかってこっちの追加の装備はこんだけもったかかるんだらうみたいなことがあるわけですが、ちょっと審査し切れなかった。こういうシステム整備の発注仕様を、地方の自治体が独自にきちっと設計できずに、そういう中で整備費が高止まりしていくという、ベンダーロック現象、ベンダーロックインというんですかね、こういう問題が今、全国でも問題になっているわけでありませうけれども、専門家の少ない地方自治体ではなかなか設計しにくい。今回の決算審査の中でも議員の中から高いよのう、ようけかかるよのうという声は声としては出るんですけど、そこを分析するところに我々至ってない。これは町民に対して、なかなか監視力の不足をですね、申し訳なく思うところがあります。

ただ、決算、システム整備とは別ですけれども、整備費、専門的な事業を委託発注する場合にその中身にきちっとチェックして、うまく経費を縮減する例も我が町でも見られたわけですね。例の向洋の北口の委託業務ですけれども、これは職員がきちっと中身を精査して、ＪＲと交渉して年間１００万円もの委託料の値下げに成功した。その１００万円の値下げというのはもちろん、２２年度、２３年度、他に今からも続くという、そういう非常に影響の大きい力を発揮したわけでありませう。

専門知識が疎いから業者任せするという局面はシステムに限らずあるわけですが、こうした一つ一つのところを、なるべく頑張って勉強して行って、執行部も縮減に努めていただく。そして我々もですね、そこの監視力、専門力を高めていく、こういう必然性を特に感じたわけでありませう。

一定には外部監査も必要なのかもしれませんが、そういう時代なのかもしれませんが、小さな地方自治体でどうするのかと、そういう課題も見えてくると思ひました。

以上、私の気づきの２点でありますけれども、私達議会はですね、やっばこうした分析力や専門的知識をもっと高めなければいけない。そして国に対してあるいはほ

かに対してもですね、意見の発信する力をもっと強めなければならないと、こういうことをですね、改めて強く感じたわけであります。町民の皆さんにはですね、議員の能力のなさをさらけ出すようで非常に申し訳ないわけですがけれども、これからも頑張っているですね、血税を無駄にしないように決算、あるいは予算の編成、両面を通じてですね、もっと頑張っていきたいと思うわけであります。

以上、反省点を込めてですね、指摘するということで、今期の決算の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（梶川三樹夫君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員 18 名で、採決に加わる者 17 名でございます。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（梶川三樹夫君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第 3、第 42 号議案、令和 4 年度府中町下水道事業会計決算の認定について討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（梶川三樹夫君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、付託された案件は終了しましたので、令和 4 年度決算審査特別委員会を解散したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

ここで、決算特別委員会の解散に当たり、正副委員長から挨拶をお願いいたします。

まず、委員長からお願いいたします。

4 番狩野議員。

○4 番（狩野雄二君） 改めまして、皆さんおはようございます。4 番狩野です。決算審査特別委員会の解散に当たり一言御挨拶申し上げます。

5 回にわたり開催されました決算審査特別委員会において御協力をいただきました委員の皆様、理事者の皆様、そして木田副委員長、議会事務局の皆さんに対し感謝を申し上げるとともに、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

審査におきましては、委員の皆様からは活発な質疑がなされ、それに対して理事者の皆様には大変御丁寧な答弁をいただきました。非常に充実した審査が行われたと思っております。

先ほど述べましたが、審査の中で出ました主な意見、繰り返しにはなりますが、町当局におかれましては、これからの予算編成、予算執行において、それらの意見を十分御留意をいただくことをお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（梶川三樹夫君） 続きまして、副委員長お願いいたします。

18 番木田議員。

○18 番（木田圭司君） 皆さん、おはようございます。18 番です。

私自身ちょっとあんまり体調がよくなかった中での久しぶりの長丁場でちょっと疲れたんですが、委員の皆様方並びに理事者の御協力により、無事令和4年度決算審査が認定されまして少しほっとしたところでございます。皆さん、ありがとうございました。

以上です。

(拍手)

○議長（梶川三樹夫君） 御両方におかれましては大変御苦勞さまでございました。心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

これをもって、令和４年度決算審査特別委員会を解散します。大変御苦勞さまでございました。

(決算審査特別委員会解散)

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君）　ここでしばらく休憩いたします。再開は１０時４０分といたします。休憩。

(休憩 午前 1 0 時 2 5 分)

(再開 午前10時39分)

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開します。

次に参ります。

○議長（梶川三樹夫君） 日程第４、議員提出第４号議案、府中町議会の委任による長の専決処分事項の指定についての一部改正についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。

10番西議員。

○ 10 番（西 友幸君） 府中町議会の委任による長の専決事項の指定について、提案理由の説明を行います。

私のほうからは、議員提出議案第４号、府中町議会の委任による長の専決処分事項の指定についての一部改正についてを提出させていただきます。

こちら本日の閉会後招集されている全員協議会に関連しますが、理事者のほうで専決処分の指定事項に関する事務を検討する中で、現状の指定事項の文面では、解釈によっては誤解が生じるかもしれないと御相談がありました。このため誤解のないように議会運営委員会で字句の整理し、指定事項を明確にするため、一部改正を行うものです。

改正内容は、第４項の中の広島県市町総合事務組合を構成する自治体等の数の増減とこれによる別表による記載された自治体等の名前の増減を区別して分かりやすくする。文の最後に、ただし書きを加えるものです。

総合事務組合規約の別表第1か別表第2の組合市町村に変更がある場合、府中町に関する変更以外は町長の専決処分の対象とすると、御理解いただければ分かりやすいと思います。

提案理由の文字の整理によるとは、誤解を避けるために、字句の変更を行いながら専決処分事項の指定の内容を変更していないため、このような提案理由としております。

なお、この議案は、議会運営委員会で審議し、委員長である私のほうから提出させていただくものです。よろしくお願いします。今15名の、議長をどけて賛同はいただいております。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、提案説明を終わります。

質疑ございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 今、議運の西委員長のほうから、口頭で補足の説明があつて、それなりに理解はしたんですが、もうちょっと確認をしたいんですが、今回の一部改正についてこの文案を見る限り、及びを並びに変えるということと、あと、例外規定を加えるというような改正に見えましたんで、その提案理由として字句の整理ということだけになってましたんで、及びを並びに替えるというのは字句の整理でいいかもしれないんですけど、ただし例外規定を加えるということですから、何でこれが字句の整理になるんかないいうふうにちょっと疑問を持っていたので、今回特に提案者にはならなかったんですが、西委員長の説明でいうと、今日予定されている全協の関係があるとか、それとか何か理事者側から相談があったとかいうような説明がありまして、今、もう少しですね、詳細に分かりやすく、内容自体に特に何か問題があるというふうじゃないんですけど、今回の一部改正が字句の整理、説明によると、誤解を避けるためというような説明があったと思うんですが、どういった部分の誤解を避けるための字句の整理を行ったかというのはもう少し詳しく補足して説明をいただきたいと思います。

○議長（梶川三樹夫君） 10番西議員。

○10番（西 友幸君） 提案理由は一部改正を行うものの、専決事項の指定に関する内容の変更ではないため、短いのですがこのような表現をしています。なおですね、これに対しては当初組合等に参加していたんですが、組合の費用はちょっと高く費用がついたので、1回脱会してまた安くなったので入るという、単にそれだけのことで

ございます。

○議長（梶川三樹夫君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 今の説明によりますと、このただし書きの部分は、内容の変更ではないという説明だったんですが、ただ普通、読みますと、これまではただし書きがありませんでしたから、府中町の加入脱退に関するものについても専決規程の中で専決処分ができたんだけど、今回の改正でただし書きを加えたから、府中町の加入脱退に関するものについては専決から外れるというふうに読めるんですが、それが内容の変更ではないというのをもう少し、申し訳ないですけど私分らないので説明をいただきたいと思います。

○議長（梶川三樹夫君） 10番西議員。

○10番（西 友幸君） 専決事項ですので、私どもがどうのこうの言う問題ではないと思いますので、その点についてよろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

事務局長。

○議会事務局長（森 太君） すいません、ちょっと補足で答弁させていただきますと、11番寺尾議員の御質問なんですけれども、御相談があったところの内容がですね、ここの今、指定している事項をそのまま読みますと、文章の中だけで読むと、府中町の加入脱退に関しても専決処分でよいと読まれる可能性が、これも誤解なんですけれども、生じる可能性があるということで、もしそういうことであつたらまた今度、全協の中で話があると思いますけども、そういった議論の中で、誰が、議会が議決するのか、それとも町長が専決処分するのかというところに誤解が生じる可能性があるということで、このような改正を行ったと。

これまでの経緯を改めてひもときますと、もともとの部分で、ここの委任事項に関しましては、府中町の加入脱退に関しては、当然、議会で議決をするべきだという解釈でございましたけれども、そういう誤解が生じるということであれば、はっきりさせたほうがいいということで、別段これまでの意味を変えとかいうような改正ではないというところを御理解いただきたいと思います。

すいません、委員長のところ追加して御説明させていただきました。以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 要はただし書きを加えようが加えまいが、府中町の加入脱退

に関するものについては、元から専決処分に入ってなかったと。ただこれを今回はっきりさせるために字句を整理したというふうに説明だと思います。そもそも根拠法令に書いてありますけれど地方自治法の180条は議会の権限に属する簡易な事件で、その議決により特に指定したものは、専決処分することができるという規定なんで、要は府中町の加入脱退に関するものはここでいう、法律でいうところの簡易な事件に当たるものじゃないという、何か元からの解釈だというふうに理解して、今回はちょっと本来もともと入ってなかったものを、より分かりやすくするための字句の整理を行ったというふうに理解をさせていただきます。

○議長（梶川三樹夫君） 事務局長。

○議会事務局長（森 太君） 議会事務局長です。ただいまの寺尾議員のお話なんですけれども、全く寺尾議員のおっしゃるとおりでございまして、もともとあったものを改正するようなものではないというふうに御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員18名で、採決に加わる者17名でございます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（梶川三樹夫君） 全会一致でございます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第5、副議長の辞職許可についてを議題に供します。

本件につきましては、申合せにより、9月19日、二見議員から副議長の辞職願が

出されましたので、その許可について審議するものであります。

地方自治法第117条の規定により、二見議員の退席を求めます。

(8番二見議員 退席)

○議長(梶川三樹夫君) まず、辞職願を事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長(森 太君) 議会事務局長です。

それでは、二見副議長の辞職願を朗読いたします。

令和5年9月19日。

府中町議会議長梶川三樹夫様。

府中町議会副議長二見伸吾。

辞職願。このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長(梶川三樹夫君) お諮りいたします。

二見議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。

よって、二見議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで二見議員の除斥を解きます。

(8番二見議員 着席)

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) ただいま副議長が欠員となりましたので、副議長選出のため、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、副議長の選挙についてを議題に供します。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票及び同条第2項の規定による指名推選がありますが、いずれの方法といたしましょうか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 投票という声がありましたので、投票により行います。

それでは、ただいまから副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの出席議員は１８名です。

それでは、職員に投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（梶川三樹夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めていただきます。

（投票箱点検）

○議長（梶川三樹夫君） 異常なしと認めます。

念のため申し添えます。

投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

それでは、記入をお願いいたします。

記入されましたか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） それでは、事務局長に点呼を命じます。

点呼に応じて順次投票をお願いします。

（事務局長点呼、投票）

○議長（梶川三樹夫君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

（投票箱閉鎖）

○議長（梶川三樹夫君） 開票を行います。

お諮りします。

会議規則第27条の規定により立会人に、12番力山議員、13番三宅議員、この2名を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。

よって、12番力山議員、13番三宅議員の2名を指名いたします。両議員の立会をお願いいたします。

(立会人登壇)

(開票、開票録作成)

(立会人降壇)

○議長(梶川三樹夫君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち

有効投票 17票

無効投票 1票

有効投票中

橋井議員 16票

田中議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4.5票です。よって、橋井議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(梶川三樹夫君) ただいま副議長に当選されました橋井議員が議場におられますので、本席から会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

橋井議員、登壇願います。

○副議長(橋井 肇君) このたび副議長の大任を務めさせていただきます橋井 肇でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

身の引き締まる思いと、また職責の重大さに心をしっかり引き締めてまいりたいと思います。

地方自治を取り巻く環境というのは、大変現在厳しく、我々議会の在り方というのが大変重要であるというふうに感じております。町民の皆様の思いをしっかりと受け止めて、梶川議長を支え、議会運営にしっかりと努めてまいります。これからもどうぞよろしくお願いをいたします。

(拍手)

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、追加日程第1、副議長の選挙についてを終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 先ほど二見議員の副議長辞任が決まりましたので、議会運営委員会委員の指名についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって追加日程第2、議会運営委員会委員の指名についてを議題に供します。

二見議員につきましては、これまで副議長の職にありましたので、申合せに従い、議会運営委員会の委員に指名しておりませんでした。今回の副議長職の辞任に伴い、改めて議会運営委員会委員の選任について、委員会条例第5条第2項の規定により指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって8番二見議員を議会運営委員会委員に指名いたします。

以上で、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長が御挨拶したいと申し出ておられますので、許可します。

町長。

○町長（佐藤信治君） 9月定例会閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は去る9月8日から本日まで13日間、報告1件、議案7件を提起させていただきました。決算認定が2件ございましたので、決算審査特別委員会が設置され、長丁場となりましたが、熱心な御審議をいただきまして、全てお認めをいただきました。また、16件の一般質問では、貴重な御意見、御要望、御提言もいただいたところでありまして、決算審査での御意見を含めまして、予算執行あるいは予算編成の段階において、よりよいまちづくりへの努力をしてみたいと、そのように思ってお

ります。

町議会の皆様と私ども町執行部がそれぞれの立場で町政の両輪として議論を尽くして、よりよい府中町を築いてまいりたいと考えておりますので、どうか今後ともよろしく願いをいたします。

また本定例会では、副議長の辞職と選任があったということで、二見議員さんにおかれましては、大変御苦労さまでございました。また、橋井新副議長、よろしく願いしたいと思います。

本定例会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） これをもちまして、令和５年第５回府中町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（閉会 午前１１時０９分）